

札幌市基金条例の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項に次の1号を加える。
 - (22) 新型コロナウイルス感染症対策支援基金（以下「新型コロナ対策支援基金」という。） 新型コロナウイルス感染症に対処するための諸事業の推進に資する。
- (2) 第4条中「及びさっぽろ圏人材基金」を「、さっぽろ圏人材基金及び新型コロナ対策支援基金」に改める。
- (3) 第8条に次の1項を加える。
 - 12 新型コロナ対策支援基金は、新型コロナウイルス感染症に対処するための諸事業の推進に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

新型コロナウイルス感染症に対処するための諸事業の推進に当たって必要となる資金の積立等を行うことを目的として、新たに新型コロナウイルス感染症対策支援基金を設置するため、本案を提出する。